

令和元年度第3回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2019年11月1日（金）午前10時開会
場 所：札幌すみれホテル 3階 ヴィオレ

1. 開 会

○事務局（北川子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、令和元年度第3回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日の委員の出欠状況と会議資料について確認をさせていただきます。

本日の出欠ですが、お手元の出欠名簿に記載のとおり、19名の参加予定数となっております。現在のところ、松田委員は、出席予定ですけれども、遅参しているという状況でございます。

現状は、18名ということで、定足数に達していることを申し添えます。

次に、会議資料の確認でございますが、事前にお送りした資料と、本日新たに札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019の資料を追加しておりまして、お手元の次第に記載をされているとおり、資料1から資料6まで、全6種類となっております。

資料の不足等はございませんでしょうか。

また、皆様も御承知のとおり、今月11月は児童虐待防止推進月間ということで、本日は、机上に、オレンジリボンと、11月21日に開催されます札幌市オレンジリボン講演会のチラシを配付させていただいております。

こちらの講演会には、この会議の委員でもあります横山弁護士からもお話をいただくとのことで、どうもありがとうございます。

本日も、この後、お昼からオレンジリボンキャンペーンの街頭啓発に職員が出向いて、道庁や道警の皆様とも連携しまして、市民の皆様にもPRをさせていただきます。ぜひ委員の皆様におかれましても、この月間のPRに御協力いただければというふうに思います。

オレンジリボンにつきましては、事務局でも多数御用意しておりますので、必要があればお声がけいただきたいと思っております。

それから、本日、お手元に11月17日に行われます子どもの権利条例施行10周年記念イベントのチラシをお配りしてございます。

こちらは、子どもの権利条例が施行されて10周年を記念して行われるイベントでございまして、子どもたち自身が企画をいたしまして、子どもの活動を発表するというものでございます。もしお時間ございましたら、ぜひ足をお運びいただければというふうに思います。

加えて、もう一点、11月22日、23日に行われますさっぽろ女性応援 f e s t a のチラシも配付させていただいております。

こちらは、女性の活躍、子育てとの両立、働き方改革など、2日間で11の分科会を開催いたしまして、女性が働きやすい環境づくりに向け、市民の皆様にご覧いただきかけとするイベントでございます。こちら、ぜひ御参加を御検討いただければというふうに思います。

宣伝が続いてしまい、申しわけございませんけれども、私からの報告事項は以上でござ

います。

それでは、ここからは金子会長に議事の進行をお願いいたします。

2. 議 事

○金子会長 おはようございます。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

つい2週間ぐらい前でしたか、今年12月までに誕生する赤ちゃんの数の見込みが90万人を割るという報道が出ました。これは2016年から100万人を割っておりますので、4年連続、歴史的に見ると、1899年から2015年までは100万人を超えていたわけですが、2016年から90万人台になって、今年は、多分、90万人を割るだろうという国の予想が出ていました。

その中で、しかし、90万人ぐらい赤ちゃんが生まれてくるので、依然として少なく生まれる子どもたちを、我々の社会、大人がどのように育てていくかということは非常に大事な課題でありますので、さっぽろ子ども未来プランについても、皆様方の御支援を賜りたいというふうに思います。

それでは、議事に移らせていただきます。

今、お手元にあります改定でございますが、前回の会議で皆さん方の意見、御指摘をたくさん頂戴しましたので、それを踏まえて、事務局で計画素案の修正や、成果の指標についての考え方の整理を再度行っています。そういうものを御覧になった上で、この修正した計画素案について、再度、委員の皆様方に御審議をいただきたいと思います。

それでは、少し長くなりますが、事務局より全体像を御説明いただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（北川子ども企画課長） それでは、私から、新・さっぽろ子ども未来プランの改定につきまして御説明を申し上げます。

説明は、基本的にお配りしている資料1の第2回子ども・子育て会議9月18日以降の素案修正内容というものに基づいて行います。

資料2の概要版や資料3の素案本書の一部を御紹介させていただきながら、説明をさせていただきます。

まず、資料1を御覧ください。

こちらの資料は、1、素案の修正についてに記載のとおり、前回の9月18日の子ども・子育て会議以降に変更した主なポイントをまとめたものでございます。

具体的には、2、主な変更内容に記載のとおり、前回会議を受けまして、庁内における連携の視点など、大きく3点の修正を行ったほか、数値目標等の分析をさせていただいたところでございます。

加えて、資料の右側に記載のとおり、市役所内部で主要な活動指標や、計画に掲載する具体的な事業の検討などを進めてきたところでございます。

それでは、まず、前回会議を受け、主な修正ポイントでございますけれども、資料1の1ページ、1、庁内における連携の視点を御覧ください。

前回会議におきまして、地域資源の活用による連携の視点に加え、市役所での庁内連携の視点について、横串の視点が大事ではないかといった意見を頂戴いたしました。

これを受けまして、これまで、庁内の連携の視点は、右側の参考に記載のとおり、計画の一番最後の第6章、計画の推進体制に記載をしていたのみでございましたが、このたびの修正案では、計画の前の箇所であります第3章の基本的な視点の中に、この趣旨を盛り込みたいと考えております。

具体的には、資料3の本書の41ページを御覧いただきたいと思います。

資料3、本書41ページですけれども、こちらの基本的な視点の中の視点4を修正いたしまして、地域連携と庁内連携により社会全体で支える視点といたしまして、その内容を記載することとしております。

更に、本書42ページのポイントの本文第3段落目御覧いただきたいのですけれども、「市役所の関係部局が、それぞれの課題に対して縦割りにならず『子どもを中心』として一つになり、連携して取組を進めていく」という旨の記載を追記したところでございます。

続いて、もとの資料1にお戻りいただきまして、修正の2点目となりますけれども、2ページの2、地域の考え方・地域連携の範囲を御覧ください。

前回の会議では、子どもを支援する上で必要となる地域資源を可視化し、特に子どもの貧困や虐待など、さまざまな場面でこの地域資源を活用することの御説明をさせていただいたところでございます。

本文中、子どもを支援するさまざまな場面で、この地域資源の例を示させていただいておりますけれども、これらの地域資源について、それぞれ想定する地域の圏域がどのような範囲なのかというものをわかりやすく示したほうがいいのではないかと御意見をいただいたところでございます。

これを踏まえた修正の方向性としましては、まず、第3章の基本的な視点の箇所に、本計画を推進する上での地域の圏域の考え方を整理させていただいた上で、あわせて、第4章の連携する連携を検討すべき地域資源の例のそれぞれの箇所に想定する圏域を記載しております。

具体的な記載についてでございますけれども、資料3の本書の43ページを御覧ください。

本書43ページは、札幌市では住みなれた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組むために、平成30年に、札幌市地域福祉社会計画2018という計画を定めております。この計画の中で、地域の圏域イメージを町内会単位や連合町内会などの小圏域、また、行政区を対象とした中圏域、市全体の大圏域と3区分に分けて設定しております。次期プランにおいては、この考え方を踏襲いたしまして、歩いて通える顔が見える関係性での支援が求められる場面では、単位町内会等の小圏域を、また、事案に応じて相互の地域資源の連携が必要となる場合は、連合町内会などの小圏域を、市と

しての具体的な支援方針が必要な場合などは、より多様な地域資源の活用を念頭に区役所単位などの中圏域または市全体の大圏域での支援を検討するといったことを明示させていただければというふうに考えております。

次に、戻りまして、最初の資料1の3ページを御覧ください。

前回の会議におきまして、児童虐待は、DV問題が絡むと深刻な事案につながるリスクが高いため、DV関連の書き込みを強化すること、もう一点、特定妊婦、男性に対する教育について、具体的な事業化が必要であるといった旨の御意見をいただいたところでございます。

まず、DV関係でございますけれども、資料3、本書64ページの基本目標1、基本政策4の子どもの権利侵害からの救済の中で、DV対策の推進、また、デートDV防止講座を事業として位置付けたところでございます。

また、この本書97ページの基本目標4、基本施策1の児童相談体制の強化の中で、本文のところでございますけれども、「児童虐待の特性とDVの特性は、相互に重複して発生することを踏まえ、関係機関の連携体制を構築」する旨を記載するとともに、97ページの下段になりますが、DV対策普及啓発として、児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員などDV対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進を図る取組を行う旨を記載したところでございます。

次に、特定妊婦、若年層への教育関係ですが、資料3の本書74ページに、基本施策3といたしまして、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を上げております。

この中で、本書77ページになりますけれども、区の保健センターの機能といたしまして、今回、子育て世代包括支援センターの役割をポイントとして上げております。その下から3行目の箇所、とりわけ若年、経済的問題、心身の不調などを抱える特定妊婦に対する支援も重要である旨を記載させていただいたところでございます。

加えて、若年層への教育という点では、75ページの本文の下におきまして、次世代を担う若い世代に正しい知識を普及し、自分自身と交際相手・パートナーの心と体を大切にすることを思春期保健の推進を図ることの必要性を記載したところでございます。

戻りまして、資料1の4ページ、成果指標の分析についてでございます。

ここでは、計画全体の計画の全体指標が下がっている理由についての詳細の分析と、次期プランにおいて設定する成果指標について、その目標値が妥当なのか、基準や根拠を分析する必要があるといった御意見をいただいたところでございます。

まず、4ページの(1)に、計画全体の成果指標についてと記載しておりますけれども、これは過去の指標設定との整合性を図る必要もあることから、前計画と同様の項目としております。

一つ目の指標であります「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」について、5ページを御覧ください。

まず、これまでの推移でございますけれども、平成21年から5年ごとの調査結果とし

ては、推移としては上昇傾向にあります。また、例えば、自己肯定感の項目と、「自分を大切に思ってくれる人がいる」や「困ったときは人に相談してみるのも大事だと思う」など、ほかの質問項目とのクロス集計では、肯定的、否定的な回答する傾向に関連性が見られております。

このことから、自己肯定感は、子ども自身の中でさまざまな意欲や達成経験、周囲への信頼感などとのつながりが見られ、これら相互の関連性を踏まえて全体的な向上を目指していくことが重要と考えているところでございます。

なお、前回の会議で、国などの調査ではもっと数値が低いのではないかとといった御意見もいただいております。この資料右側のところに、自己肯定感に関する調査別の数値も掲載しております。

御覧いただきたいと思いますが、各種調査について、質問の仕方によって若干回答の水準も異なっております。本市の設問に近い川崎市の調査では71.8%という高い数字も出ているため、本市といたしましても、子どもの安心や自分らしさ、豊かな育ち、参加につながる施策を進める中で、数値の向上を目指していきたいというふうに考えておりますので、目標設定としては少し高目でございますけれども、子どもたちの健やかな成長に向けた理想値といたしまして、80.0%を目指していくというものでございます。

なお、この自己肯定感につきましては、前回の会議で教育大学の川俣委員から御意見を頂戴しておりましたため、先日、川俣委員には、事務局から御説明を申し上げまして、こちらの分析内容について、御意見、御承知をいただいているということを申し添えたいと思います。

次に、二つ目の指標であります「子どもを生き育てやすい環境だと思う市民の割合」についてですが、資料1の6ページを御覧ください。

まず、調査を開始いたしました平成20年度からの推移でございますけれども、全体的な傾向といたしましては、リーマンショック等の影響により、平成20年度前後に低い数値であったものが、景気回復等に伴いまして、平成25年度にかけて60.7%までに増加をしているということでございます。その後は、減少傾向となっております。

次に、男女や年齢の属性ごとの推移のグラフを御覧いただきたいのですが、高齢層、60代以上については、男女ともに、数値が平均よりも高いという傾向をあらわしておりますが、数値としては全体的には減少傾向となっております。

平成28年度には男性の70代以上が、また、平成29年度には女性の70代以上が突如高い数値を示すなど、全体傾向とは異なって増減をする年度もあるという状況でございます。

また、30代以下の子育て世代を見ますと、男性は増加傾向にあり、女性としては減少傾向にあります。男性は、社会全体において、子育てについての理解が広まってきたことにより、微増傾向があらわれており、女性は、就労者数の増加や希望する保育所に預けることができないこと、また、子育てに悩みを抱えていることなど、保育・子育て環境が依

然厳しい状況にあることが影響している可能性があると考えております。

本計画での数値目標設定の考え方ですが、前計画に引き続き、多くの市民が子どもを産み育てやすいと実感していただくための理想値といたしまして、市の長期計画でございますまちづくり戦略ビジョンにおける目標値に合わせまして、同様の80%に設定したいと考えております。

この80%の考え方ですが、ここ10年における最高値は、平成25年度当時の約60%ですけれども、次期プランに掲げる待機児童対策の推進、子育て支援策の拡充、経済的支援ニーズへの対応等の施策の推進により、数値の向上を目指してまいりたいと考えております。

なお、この設問は、単独で問うのではなく、今後については、例えば、こういった要素で子育てしにくいと感じているのかといった項目もあわせて調査をしていくことで、要素別の分析もしっかりしてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、保育の無償化や給付型奨学金の充実、あるいは、子どもの医療費助成の拡大等により、恐らく経済的支援における分野の子育て支援のしやすさは向上していくものではないかというふうに考えておりますので、そういった意味でも、要素別の分析をしっかり行ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、7ページを御覧ください。

こちらでは、計画全体の指標を補うものとしたしまして、前回の会議でも示させていただいた基本目標ごとの成果指標について、その目標値の設定の考え方を整理したところでございます。

成果指標のうち、主な指標について説明をいたします。

まず、7ページの中段、基本目標2の指標であります「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」を御覧ください。

こちらは、ワーク・ライフ・バランスをあらわす指標といたしまして、平成21年より継続して調査をしている指標であります。先ほどの全体指標と同様、札幌市の長期計画であります、まちづくり戦略ビジョンにおいて、70%という高い目標値を設定しているものでございます。

こちらの数値も、先ほどと同様、女性の就労等の状況を踏まえ、近年、数値は伸び悩んでいるところでございますが、国の働き方改革の流れや、更に、本市においても、企業への育児休業取得にかかわる助成金の支給や、意識啓発等の施策による効果を見込みたいと考えておまして、この数値目標の達成を目指してまいりたいと思っております。

次に、7ページの一番下にある「世帯における子育ての主な担い手は『父母ともに』と答える保護者の割合」についてでございます。

こちらは、本計画から新たに設定をした項目でございます。

こちらの数値は、あくまでも父親の育児参加をあらわす指標として設定したいと考えており、本文には注釈を付しておりますけれども、子どもと両親、あるいは、子ども、両親、

祖父母という両親がいる世帯におけるアンケート結果を用いたものでございます。

こちらの数値につきましては、平成25年度調査が40.6%、平成30年度調査が47.6%と上昇傾向にあり、本市において実施をいたします父親の育児参加支援や、育児休業取得等の企業への働きなどの施策による効果を見込みまして、60%を目標として設定しております。

次に、8ページの中段を御覧ください。

基本目標3では、新しく二つの指標を設けております。

まず、「近所や地域とのつながりがある子どもの割合」であります。

こちらは、地域の子どもの居場所をあらゆる指標でございまして、平成30年度の調査結果と、今後の地域での居場所づくり支援事業等の効果を見込みまして、60%を目標値と設定しております。

また、「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」でございしますが、次代を担う若者の自立支援をあらゆる指標として新たに位置付けたものでございます。

こちら、過去に実施をした調査結果と、今後の市の自立支援やひきこもり対策等の若者支援事業などの効果を見込み、同じく、60%を目標値として設定をしたところでございます。

次に、基本目標4の成果指標であります「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合」についてです。

こちらの指標につきましては、障がいのある子どもにとって暮らしやすいまちをあらゆる指標として、平成27年度より継続的に調査を実施しております項目でございます。

ただし、これまでは、市のまちづくり全体の市民アンケートをもとにデータを集計しておりましたので、障がいを持つお子さんがいる保護者の母数、アンケートの母数が極端に少ない状況でデータをとっておりました。ですので、有効なデータを取得できていなかったという課題がございました。

したがって、今後は、市の障がい福祉課と連携をいたしまして、相当程度、母数が得られるアンケート調査に切り替えまして、正確な数値を把握する予定であることから、現状値、目標値は、一旦、参考値という書き方をしていることを補足させていただきたいというふうに思います。

また、ひとり親家庭への支援の充実をあらゆる指標としては、新たに、「子育てに楽しさよりも大変さが多いと感じるひとり親（二世帯世帯）の割合」を、現状の18.5%から15.0%まで下げるということを目標として掲げております。

続きまして、9ページを御覧ください。

これまでの計画では、ただいま説明を申し上げた計画全体の成果指標と、基本目標ごとの複数の成果指標により進行管理を行っておりました。しかしながら、以前のこの子ども・子育て会議におきまして、人員数や施設の整備数などといった達成状況が具体的に目に見える形での指標の管理が有効なのではないかといった御指摘をいただきましたことから、

次期計画では、直接、市が事業を実施することに伴って、効果を測定する活動指標というものを新たに設定したいと考えております。

具体的には、今回、22項目の活動指標を設定させていただいております。

例えば、代表的なものだけ御紹介をいたしますと、基本目標1の子どもの権利を大切に
する環境の充実では、アシストセンターで次年度より本格実施予定しております子ども向けLINE相談の年間件数を1,000件にするといった目標を掲げております。

また、基本目標2は、保育・子育て支援の各項目でございますが、例えば、保育施設等の利用定員数や病後児のデイサービスの施設数の拡大、更には、保育士人材確保により就労に至った保育士の数などを上げております。

そのほか、基本目標3では、後ほど詳細を御説明いたしますけれども、子ども食堂の支援団体数、基本目標4では、児童家庭支援センターの設置数の拡大、更には、医療的ケア児の体制を整備した保育所数などを活動目標として上げております。

なお、9ページの一番右下に少し補足をしておりますとおり、本プランの計画期間は、令和2年から令和6年までの5年間でございますけれども、ここに掲げております活動指標の多くは令和4年度までという設定となっております。これは、現在策定中の札幌市のまちづくり全体の中期計画でございます、まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019の御説明の中でもお話ししますが、このアクションプランが市長の任期と同じく令和4年度までの計画となっております、その整合性を図りまして、確実に予算の裏づけがあると見込まれる項目として、それぞれ多くの指標を令和4年度までの設定とさせていただいているところであると申し添えさせていただきます。

以上が成果指標または活動指標の考え方に基づくものでございます。

それでは、最後に、資料1の10ページに移りまして、計画に掲載する主な事業を御覧いただければというふうに思います。

こちらには、次期計画に掲載いたします事業のうち、特に新規あるいは拡充して取り組む事業を、主な特徴的な項目ごとに抜粋して紹介をさせていただいております。

プランに掲載する事業でございますが、前回9月の会議以降、市役所全体に子どもに関する事業を紹介いたしまして、このプランでは、再掲等を除き合計236事業を掲載しております。

前回の計画の当初段階では、163事業でございましたので、前回の計画と比べまして約1.5倍ということで、大幅に掲載事業が増加しているということでございます。

まず、①待機児童対策など保育ニーズへの対応についてでございます。

こちらは、計画の第5章に定めます、前回皆様に御審議をいただいた保育・教育施設の需給計画に基づきまして、保育定員の大幅な拡大を図る待機児童対策の推進を上げております。これに加え、保育士の就労継続の支援、潜在保育士の掘り起こし等の保育人材の確保を積極的に推進するための保育人材確保緊急対策事業などを実施するとともに、先ほど御説明申し上げました病後児デイサービスの推進など、保育ニーズへの対応を図ってまい

ることとしております。

次に、②子育て支援の更なる推進でございますが、ニーズ調査の結果を踏まえまして、父親の子育てに取り組む意欲を向上させるために、父親による子育て推進事業を新たに実施するとともに、育児休業等取得助成事業を拡充し、新たに男性の育児休業取得企業への助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を実施いたします。

加えて、こちらにも高いニーズがございます、子育て家庭への経済的支援ニーズに対応するものとしていたしまして、子どもの通院医療費の助成を令和3年度までに新たに小学校6年生まで拡大することなどを挙げております。

次に、資料の右側でございますけれども、③児童虐待への対応でございます。

こちらは、札幌市では、本年6月に発生いたしました児童虐待と疑われる状況下での2歳の女の子がお亡くなりになったという事案を受けまして、現在、松本副会長を中心に、児童福祉部会の中に設置をされました検証ワーキンググループにおきまして、事案の検証を行っていただいているところでございます。したがって、児童虐待に関する具体的な取組については、この検証を受けて策定をいたします第3次児童相談体制強化プランの中で記載させていただく予定でございます。この計画では、まずは対処しなければならない大きな部分につきまして、複数の事業を上げさせていただいているところでございます。

具体的に申し上げますと、大きく2点、各区役所の機能強化と児童相談所の本体の機能強化ということでございます。区の機能強化といたしましては、まず、保健センターにおける子育て世代包括支援センターの機能について、新たに母子保健相談員を配置し、妊娠から出産、育児までを段階的に対応できる一貫性ある切れ目のない支援体制の強化を図ることを挙げております。

また、同じく、保健センターに、子ども家庭総合支援拠点を設置することを挙げておりますが、こちらは各区レベルで要保護児童等の支援を行うほか、関係機関等が情報交換や支援の協議を行うネットワークである要保護児童対策地域協議会、いわゆる区の要対協の事務局を担う機能でございます。現在の各区の家庭児童相談室の体制を強化していこうというものでございます。

これに加えまして、増加する虐待通告や養護相談に対して、子ども安心ホットラインの強化を図るとともに、児童家庭支援センターを増設いたしまして、同センターと児童相談所の連携による相談体制を強化いたします。

更に、児童相談所の執務室や一時保護所が狭隘化していることを受けまして、従来から課題となっておりました第二児童相談所の整備について着手していくことを挙げております。

次に、資料1の11ページを御覧ください。

こちらは、④子どもの権利を大切にす環境の充実についてでございますが、乳幼児期の保護者への子どもの権利の理解促進を進めるとともに、これまで、試行的に実施しておりました子どもアシストセンターLINE相談について、本格実施をすることを挙げて

おります。

また、⑤充実した学校教育等の推進についてですが、義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的な教育を進める小中連携・一貫教育推進事業の拡充などを挙げております。

次に、⑥ひきこもり・不登校対策支援の充実についてですが、ひきこもり地域支援センターの運営、当事者及び家族間の情報交換の場であります集団支援拠点よりどころの拡充により、社会的自立への支援を行うとともに、不登校対策支援については、相談支援パートナー事業を拡充いたしまして、不登校やその心配のある子どもに対し、相談支援パートナー等の配置により、状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組むことを掲げております。

次に、⑦医療的ケア児への対応支援についてでございますけれども、公立保育所、小・中学校、児童クラブに看護師を配置するなど、医療的ケア児の受け入れ体制を整えてまいります。

次に、⑧子どもの貧困対策の推進では、地域への巡回により、困りごとを抱えた子どもや家庭を把握し、必要な支援につなげていくコーディネイターを計画期間内に市内全地区への巡回ができるように進めてまいるとともに、新たに、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するための子ども食堂などの活動の支援を検討してまいりたいと考えております。

以上が本計画に掲載いたしました主な新規・拡充事業の御紹介でございますが、素案には、これ以外にも、市の関係部局からさまざまな子どもに関する事業を出していただき、計画に掲載をさせていただいております。

本日は、時間の関係もあり、全てを御紹介できないのが心苦しいところでありますが、気になった項目等がございましたら、ぜひ御指摘をいただければというふうに考えております。

また、これら本文に掲載をしている事業は、あくまで主なものでございまして、毎年度の進行管理におきましては、これまでと同様、年度ごとに計画には掲載していない新たな取組なども御紹介をしてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、最後に口頭での御説明となって申しわけございませんが、今後のスケジュール感について、若干御説明をさせていただければというふうに思います。

まずは、本日の素案につきまして、委員の皆様からの御意見、御指摘を頂戴した上で、プランの素案を修正していただいた後、11月から12月にかけて、市役所内部の意思決定を進めてまいりたいというふうに考えております。

その後、年が明けまして、1月には本札幌市議会での審議していただきまして、予定では、来年1月下旬から2月下旬にかけて、市民の皆様にはパブリックコメントや、子どもを対象としたキッズコメント実施してまいりたいと考えております。

そして、このパブリックコメント等で御指摘をいただいた視点などに修正を加えまして、来年3月上中旬ごろに、再度、この子ども・子育て会議を開催いたしまして、パブリック

コメントの結果報告を行い、年度内のプラン策定を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして、私からの説明を終わります。

○金子会長 大変詳しい素案の内容の御説明でありました。

とても、来年のオリンピックのマラソンの話で盛り上がるわけにいかないような、非常に重要な内容がたくさん含まれていたというふうに思います。

それで、しばらく、委員の皆様方から御意見を頂戴したいのですが、この資料1の最初のところにある1番から6番、連携の考え方や地域の範囲の問題、虐待対応、それから、成果指標に新しく活動指標が組み込まれたということや、皆様が一番関心をお持ちであろう、どういう事業をどのようにやるのかという6番目の事業内容についても、御意見、御質問が多々おありかと思しますので、全体でもよろしいですし、例えば、6番目のこの事業についてというような意見の出し方でも結構だと思いますので、しばらく自由に議論をしたいと思います。よろしくをお願いします。

どなたか、口火を切っていただけませんか。

○松本副会長 簡単な確認ですけれども、資料1の6ページの①の過去の調査結果及び分析というところで、年齢別、男女別で出していただいて、大変ありがとうございます。

まず、この調査の母数は、どうなっているのかということです。全体で見ると、男性も、女性も、安定して経過が出ていますけれども、特に年代別に見るとかなり動きが違いますので、母数の大きさと関係しているかもしれないと思いますため、その点の確認であります。

○事務局（北川子ども企画課長） 属性ごとにばらしますと、大体、母数が100程度ということなので、一定程度の統計的な部分が出ているかなと思いますが、若干上下のぶれは出ているというふうに思います。

全体の母数は1,500程となっております。

○品川委員 今の資料の10ページの計画に掲載する主な事業ですけれども、児童虐待への対応として、各区子ども家庭総合支援拠点の設置【新規】とあります。

先ほどの御説明の中では、現在ある家庭児童相談室を拡充するというか、そこをもう少し大きくして機能強化していくということだと思うのです。その上の各区子育て世代包括支援センターも、これは両方とも保健センターにあるということで、子育て世代包括支援センターは、主には特定妊婦で、支援拠点は虐待対応というか、要保護児童の対応ということで、たしか、国では、これを一つでもいいみたいな形になっていて、二つにするのであれば、その連携や役割を丁寧にするようにというのを見た記憶があるのです。

札幌市の場合は、今ある家庭児童相談室というのは保健師が相談員をしていると思うのですが、こっちはソーシャルワーク機能重視になれば、今度は児童相談所に人員を割くという方向性なのか、今のまま母子保健でいくのかというのは、ある程度決まっているのか、それとも、これから議論して検討してやっていくのか、今の段階ではどういう形

になっているのでしょうかということが1点です。

それから、その辺りが変わっていくのはすごく大事だというふうに思うのですが、例えば、本編の77ページに幾つかイメージ図があるのですが、これは、多分、国のものを引っ張ってきているから札幌市と合わない感じがします。イメージ図なので、いいと思うのですが、例えば、子育て世代包括支援センターは母子保健型と基本・特定型を併記してあって、札幌市は一体どっちなのだというのが一般の方にはわかりにくいかなと思います。

96ページも、一般的なものなので、もし可能であれば、札幌市がこんな形で行くというのがある程度載っていて、それも、これから変わっていくのだとしたら何年段階というようなことがあったほうが親切かなというふうに思いました。

後半は、ただの意見です。

○松本副会長 今の品川委員の御指摘のところは、私も後でお伺いしようかと思っていたのです。

品川委員からは、これ一つでもいいということでしたが、そうではなくて、これは一体的に運用するという形でもよいということだったかと思えます。とすると、それは二つを組織として設けるけれども、一体的に運用するとすれば、どのような運用になるのか。あるいは、別にするのだったらどういう形かというふうにお答えいただいたほうが、この二つの関係ということになると思えます。

それに伴って、やはりソーシャルワーク機能の強化という観点に立ったときに、どういう人員配置なり職種の配置が考え得るか。特に今の家児相を、質的にも、量的にも変えるという観点から考えたときに、どういうふうな形があり得るかということと私自身は受け取りましたけれども、間違いないですか。

以上です。

○事務局（岸地域連携課長） いつもお世話になっております。

私は、札幌市児童相談所地域連携課長の岸と申します。

子ども家庭総合支援拠点について、私から御回答させていただきます。

こちらの拠点につきましては、現在、家庭児童相談室が担っている業務で幾つか該当する部分がありまして、特に要保護児童対策地域協議会の運営ということで、ここの部分の取組をしっかりとやっていくという中で、この拠点を強化するというものになっております。

母子保健の分野におきましては、個別に母子支援というものを行っておりますが、その中で支援に行き詰まった部分につきましては、関係機関を含めて、どう情報共有して進めていくか、母子分野単独でやっていくのではなくて、要対協という枠組みで情報共有しながら、関係機関がどう役割分担してその家庭を支援していくかということになりますと、今度は家庭児童相談室、この拠点の業務の中でないと運用できない部分がございますので、そこをしっかりと担って、その保護者、児童をしっかりと支援していくというものでございます。

一体的に行っていく形になるという部分につきましては、同じ保健センターの中で、母子支援と要対協の共同による支援ということで、いろいろ連携しながら情報共有を密にしてやっていくということで、非常に効果が高いものになると思っております。それぞれの役割の中で、しっかりと引き継ぎ、情報共有を行いながら業務を進めていきたいという観点でございます。

○松本副会長 具体的な形は、これから検討されるということだろうと思うのですが、考え方については承知しました。

それで、1点、意見でございますが、支援拠点の人員配置がございますね。それについて、ぜひ大きく上回るか、市として上乘せしていくような配置で何か考えていくということをお願いをしたいと思います。

実は、私は、この支援拠点の条件をいろいろ考えるときの厚生労働省のワーキンググループの座長をしておりました。そのときのお話を申し上げますと、支援拠点は人口規模別に人員配置の基準を定めておりますが、かなり値切られた配置になっています。そのワーキングで議論になったのは、余り高い設定をすると、逆に、市町村で設置ができないのではないかという懸念と、ただ、今出されたようなものだと、進んでやっているところは、逆に、それに合わせる形で後退してしまうかもしれないというふうな懸念がございました。

今、私は、人口規模別の人員配置の詳細を記憶しておりませんが、ぜひここは札幌市の重点事業として、国の人員配置を大きく上回って、現行の体制をより強化していくという観点でお考えいただければと思います。人員配置を国に合わせるとなると、どこを拠点に見るかということもありますが、札幌市全体で考えたときに、人員配置そのものがそう大きく増えない可能性もございます。その点、改めて国のワーキングでの危惧も含めて、お伝えします。

以上でございます。

○金子会長 それと、先ほどおっしゃったソーシャルワークの機能についても、どのようにお考えか、あわせて今の段階で御意見はございますか。

○事務局（岸地域連携課長） ソーシャルワークの関係につきましては、具体的には、これからの検討になる部分がございますが、先ほどの保健師が係長についている家庭児童相談室もございますし、その職種、更に人員配置も、現状の札幌市の児童人口規模でいきますと、大規模区では6名必要になります。現在、家庭児童相談室の配置につきましては、全区一律、係長職、一般職、非常勤職の3名体制で行っておりますので、この家庭児童相談室の中で拠点業務を行っていくに当たっては、やはり大規模区では、現在の人員体制ではなかなか難しいです。そんな中で、ソーシャルワークをどう展開していくかということにつきましましては、やはり関係機関との共同の中でどう運用していくかというのが非常に大事になります。

ただ、この拠点の業務につきましては、在宅支援が非常に重要なポイントになっておまして、その在宅支援を家庭児童相談室自体で担っていくということも必要になってきま

す。それにつきましては、これから十分に議論を重ねまして、家庭児童相談室にしっかり人員を配置した中で、ソーシャルワークを展開していけるような配置が望まれると思います。これから人員配置をどう強化していくかというのが非常に重要な課題となっておりますため、これにつきましても、いろいろな議論をいただきたいと思っております。

○松本副会長 今のことと関連いたしまして、平成16年の児童福祉法改正で要対協を法的につくりましたが、専門職配置を必置にできなかったということが宿題として残っております。やはり、そのことが今の市区町村の格差を生んでいるというふうに思います。

それを踏まえて、この拠点の議論があったときに、やはりどこの役場に行っても、区役所に行っても、きちんとソーシャルワーカーがいらっしゃるという体制を全国的につくっていくということが大きな流れでございます。今、御回答いただいたような筋で、むしろ、ソーシャルワーカーが区役所に多数配置されて在宅のコーディネートされるというふうな姿を目指すということで、これは人事の問題がございしますが、市の中の人の養成、あるいは、人事の回し方ということも含めて、御検討いただければというふうに考えております。

○金子会長 今のは要望になりますが、拡充という対応の中で、ぜひ専門的な機能を持った方の拡充も、あわせてお願いしたいというのが副会長の御意向であります。

それでは、ほかにございませんか。

お三方いらっしゃいますので、まずは白取委員からお願いします。

○白取委員 公募委員の白取と申します。

意見というか、感想になるのですけれども、二つほどお話しします。

まず、一つは、「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」というところがあったと思うのですが、私自身は、平成30年度の50.9%を見て、実は、札幌市で子育てするのが大変と思っているのだと、この数字に少しびっくりしたというのが一つあります。

先ほど経済的支援の拡充なんかもあって、今後はもう少し伸びていくのではないかとというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、札幌市の場合、支援ですとかバックアップする事業がかなりあると思うので、これは私の感想ですけれども、もしかしたらそういう支援にたどり着けない子育て世代の人たちがものすごく多いのではないかとというふうに思っています。

私は、かなり調べたりしてたどり着いて、何とか行政のサービスを受けたりしている部分があるのですけれども、何か世の中がものすごく変わって行って、話がずれますが、例えば、新聞を購読するような30代、40代は半分以下だったり、テレビも見ない世帯や、SNSの活用がすごく多くなっています。ですから、そういう新しいツールなんかをもっと使って情報を市民に届かせるような仕組みとか、もしかしたら今後は情報にたどり着きやすくする仕組みも何か考えていったらいいのかなと少し思っています。

実は、私は、子育てアプリなんかもつくってあるのを知らなかったのですけれども、使ってみると、いろいろな情報が定時的に上がってきたりするので、そういうものをもっとうまく活用していったらいいのかな、そうすると、もう少し指標が上がっていくきっかけ

にもなるのかなと思ったのが一つです。

もう一つは、これはもしかしたら枠組みとかも全然違うのかもしれないですし、配慮を要すると言うのかどうか、わからないのですが、今、例えば、性的少数者やLGBTに対する関心もすごく高まっている中で、やはり小さいうちから、小学生向けの教育の場が何かあったほうがいいのかないかと思いました。札幌市はかなり進んだ取組をされていらっしゃると思うので、少しずつ入れていけば、もしかしたら、それが計画全体の指標の「自分のことが好きだと思う子どもの割合」のアップの何かきっかけになるのかなとも思ったりしました。

以上です。

○金子会長 特にお答えは要らないですね。

それでは、北川委員、どうぞ。

○北川委員 先ほどの品川委員の御質問とも関係があると思うのですが、子ども家庭総合支援拠点について、わからないことがあるので、質問させてください。

これは新たに国から示された事業だというふうに思うのですけれども、従来ある家児相との関係性がどうなっていくのかということが見えないので、教えてください。

○事務局（岸地域連携課長） 健康・子ども課にある家庭児童相談室の関係でいきますと、現在、家庭児童相談室が担っている業務、区要对協の事務局の運営、更には、個別の児童に関する家庭の相談が、まさに、子ども家庭総合支援拠点として国が求めているものとかかなり近い業務になっております。

更に、この家庭児童相談室につきましては、児童虐待に関する通告先でもありまして、一部その業務も担っております。

そういった中で、この母子保健分野などでは支援困難になった家庭や、各民間機関などが把握した支援困難な部分の情報をしっかりと共有した中で、要対協の枠組みで支援していくという業務を現在行っております。

更に、その中で、児童虐待のリスクが高まったり、実際に児童虐待が疑われる状態になりましたら、しっかりと確実な情報をもって児童相談所に提供いただいた上で、児童相談所がその調査を引き継ぐという連携体制で現在もやっております。拠点業務というところでは、かなり担っていただいていますので、そこをしっかりと強化して進めていく形になると認識しております。

○北川委員 将来的には、もう拠点に含まれる可能性もあるということですか。

○事務局（岸地域連携課長） まさに、家庭児童相談室がその拠点として機能していくような形での拡充というふうに受けとめていただいております。

○北川委員 家児相の方々は、本当に頑張ってくださいっていて、子どもたちや要対協のことを考えてくださっている現状を私もたくさん見ております。やはり、プラス、ソーシャルワーカーの配置というのはとても大切なことだと思いますので、よろしく願います。

○金子会長 次に、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 公募委員の齋藤です。よろしくお願いします。

質問になるのですが、先ほど御説明いただいた資料3の75ページの健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援というところで、「次世代を担う若い世代に正しい知識を普及し」とありまして、この内容はとても大事なことだと私は思います。

やはり、DVのことも義務教育のうちから教育があると、例えば、女性に対する男性からの理解ですとか、現段階で義務教育の児童や生徒の年代層が自分の家庭で何か問題が起きているというの、もしかしたらこのような教育で気づくことがあったりすると思います。特定妊婦の問題や、いろいろなことに総合して、若い世代に知識を教えるということがすごく大事なと私自身も思っています。

ただ、実際に教えるというのは、例えば、学校の先生が担うとなると、元から教えることがたくさんあると思うので、どのような人が教育にあたるのかを具体的に決めていらっしゃるのかなと疑問に思いました。

○金子会長 誰がやるのかですか。

○齋藤委員 そうですね。例えば、先生以外の専門家に学校に来てもらうとか、何かそういう具体的な案があったほうがもっと実施しやすくなるのではないかなと思いました。

○金子会長 今の御質問をよろしくお願いします。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 地域保健・母子保健担当課長の阿部でございます。

75ページに記載しております思春期の件ですが、具体的な事業で申し上げますと、76ページの下から5段目に、思春期ヘルスケア事業という事業が載っております。

これは学校教育と連携して、小学校、中学校、高校で、保健センターの保健師が性教育や性感染症の防止、たばこ、アルコールなど、思春期の体と心を守るといった内容の健康教育を実施させていただいております。

もちろん、この内容については、学校と事前に、こういう内容まで話していいだろうか、こういうツールを使っていいだろうかということで打ち合わせをしまして、その学校のニーズに合わせたような内容で実施させていただいてまして、そういった事業を平成16年度からずっと継続して行わせていただいているところでございます。

以上です。

○齋藤委員 そこで、例えば、これから始まる子どもアシストセンターのLINEの相談の情報も一緒に提供できたらよいなと思いましたが、ぜひよろしくお願いします。

○金子会長 それでは、下村委員、お願いします。

○下村委員 家児相のことですけれども、私たち主任児童委員は、実際に家児相と一緒に問題解決に当たっております。

家児相は、最初は1人体制だったのですけれども、3人体制になりまして、相談数も増えてまして、私どもは非常に助かっております。今、養護問題ということで、本人に問題がなくても、親からの虐待という問題に多く当たっております。

要保護児童対策協議会というのは、私どもも参加いたしますし、学校の先生や警察、病院の先生、施設の方たちが集まって意見を通します。例えば、それで問題が起きますと、個別ケース検討会議というのが設定されます。そして、どうやったら虐待を受けた子を救えるかということで役割分担をいたします。主任児童委員は、やはり自宅に行きまして、民生委員とも協力して在宅の援護をいたします。

ほかに、不登校がありましたら、学校の先生と私ども、支援パートナーが行きまして、役割分担をいたします。その指令を家庭児童相談室の先生方に設定いただきまして、重篤な場合は児相に設定されます。

私どもが1年以上訪問に行っているケースがあるのですが、学校に行くことができたというケースもございます。

そういうふうに家児相の方々とタッグを組みまして、問題解決に当たっている次第でございます。

ただ、やはりソーシャルワーカーが数人しかいないということは、ちょっと解せないということで、先ほどもありましたように、地区に1人は専門家の方がいらっしゃると非常に助かります。

家庭児童相談室の方々も、児相から来た児童福祉司の方が専門的に相談も受けておられます。どうやったらお母さん方がうまく子育てできるかという指導もなさっておりますし、私どもも密接に関係しております。私どもは自宅に行きまして、それをまた、学校、家児相に報告するというふうにしております。

以上です。

○金子会長 特に事務局からの回答はよろしいですね。

それでは、横山委員、お願いします。

○横山委員 委員の横山です。

先ほどの子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターとの関係で質問だったので、支援拠点の関係で、要対協、関係機関との連携をとりながらというところだったり、ソーシャルワークの話なども出ていたと思うのですが、子育て世代包括支援センターも関係機関との連携などをするということは、もともと想定されていたかと思うのですが、そこら辺は何かどういうふうに違うのでしょうか。

○金子会長 どなたがよろしいでしょうか。

○事務局（岸地域連携課長） まず、拠点の要対協に関しましては、情報共有というものにつきましては、児童福祉法の要保護児童対策地域協議会という枠組みの中で情報共有ができるということで、法的に情報共有の仕組みができています。その情報を漏えいした場合には罰則があるというような形の法的枠組みの中の情報共有になりますので、本人の同意がなくてもしっかり支援を役割分担していくということになっております。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 77ページの下段になります。

先ほど、品川委員から少しわかりづらいという御指摘も頂戴したところですが、子育て

世代包括支援センターは、現在、区の保健センターがその役割を担うということで位置づいております。その中に家庭児童相談室もありますことから、例えば、特定妊婦の支援が必要なときには、子育て世代包括支援センターの中の保健師だけではなく、家児室と連携するとか、一緒に支援するというところもございますので、別々に動いているわけではないという理解をいただければというふうに思います。

○横山委員 どちらが主で扱うとか扱わないという区別はあるのでしょうか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 区別というところの明確な基準は、その案件によって異なると思います。

ただ、母子保健は、母と子に寄り添ってというところで、未然に防ぐことが主たる目的となっておりますので、そこに介入だったり強制的なものが入らざるを得ないというふうになってくると、家庭児童相談室、児相というふうになろうかと思えます。

なので、未然に防ぐところの水際で親子を支援するのが母子保健、子育て世代包括支援センターの役割というふうに認識しておりますが、リスクは常に流動的に動くものでございますので、これからは、その辺りの情報共有を子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室、児相とやっていたらいいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○横山委員 多分、一般の市民の側からすると、こうやって、それぞれ拠点なりセンターという形で設けられると、内部的にどこまでどう連携しているというのがわかりにくかったり、結局、一緒に動いて進めるのだったら、なぜこう分けるのかというところも、当然、疑問として出てくるとは思うのですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。こういう窓口があるよというのは、どこがどう紹介して、市民の方はそれをどういうふうに理解すればいいものなのでしょうか。

○事務局（北川子ども企画課長） 事務局から回答させていただきます。

子育て世代包括支援センター、あるいは、子ども家庭総合支援拠点は、いずれも国で示されております施策の名前であります。ただ、実態上、各区における保健センターがその機能を担っているということでございます。

そういった意味では、市民の皆様に対しては、こういう相談事、困り事があれば、区の保健センターにいらしてくださいねという伝え方になると思いますし、そこが子育て世代包括支援センター、あるいは、子ども家庭総合支援拠点という呼び名をつけるというか、呼称をつけているというような理解をしていただくのが一番いいのかなと思います。だから、幾つも機関がばらばらにつくられているというのではなくて、一つの区の保健センターという組織に幾つもの呼称がついているというふうに理解していただくのが一番わかりやすいのかなというふうに思います。

○金子会長 もしそれであれば、やはりそういう文言もお書きになったほうがみんな誤解しないだろうと思います。

横山委員がおっしゃったように、従来からある家児相の相談との関係が余り書いていな

いので、あれは一体どこにあるのかと疑問を持つ方が出てくると思います。せっかく拡充と新規というふうにお書きになって、二つありますというようなイメージがありますが、従来からの経緯を踏まえて、これらみんな同じようなことを狙って組織がつけられているというようなことを説明文章みたいな形でお書きになったらどうでしょうか。

○事務局（北川子ども企画課長） 確かにわかりづらいところがあります。

行政の組織でいうと、健康・子ども課という課が今、御紹介しました各区の保健センターに当たるわけですが、その中に健やか推進係という保健師の係があって、そこが母子保健を担当しています。その隣には家庭児童相談室という係があって、そこが区の児童相談部門を担当しているということで、一つの組織の中にあるというものでございますので、そういったことがわかるような形の表記を検討したいと思います。

○松本副会長 それとかかわって、今、議論になっている市民目線から見たときのわかりやすさというのは、市役所内部のわかりやすさということもあると思います。

支援センターとか拠点というのは法的枠組みの名称でございますので、札幌市としてこういうものに何ていう名前をつけるかというのは、もっと親しみやすい、わかりやすい名前をつけて、実際の行政に当たられるということで、みんなで知恵を出し合うというふうにできればと今伺っていて思いました。

以上でございます。

○金子会長 横山委員、今のような方向でよろしいでしょうか。

○横山委員 はい。

○金子会長 それでは、品川委員、お願いします。

○品川委員 これも要望でございますけれども、今の子育て世代包括支援センターの現状を見ると、どうしても母子保健の枠組みで支援していくというイメージがあるのです。これは全ての子育て世帯の小さな困り事に対応していくために、例えば、77ページの表にあるように、子育てサークルや子育てサロンなど、いろいろなところにワンストップでこういうところがあるよというふうにやっていくための新しい施設だと思います。もちろんソーシャルワークもありますが、ぜひ特定妊婦、母子保健の枠を超えて、一般の保育や、地域でお困りだったら児童委員や主任児童委員という方もいらっしゃるよというふうに、ぜひ総合的にやっていただけるとありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○金子会長 これは要望ということですね。

○事務局（北川子ども企画課長） 一応、補足をいたしますと、実は、保育や子育て支援の情報提供といった係も同じ課の中にございます。そういった意味で、全て包含をしていることを申し添えておきます。その辺もわかりやすく表記したいと思います。

○金子会長 北川委員、どうぞ。

○北川委員 今、御回答いただいたのですが、やはり全ての子どもに関しての相談の窓口ということで、障がいのある子、ない子も含めて、市民のお母さんたち、お父さん

たちが相談できるワンストップの場として存在してほしいなと思います。

フィンランドのネウボラなんかがそうだと思うのですが、地域のネウボラに行ったら、妊娠期からどんなことでもワンストップで相談できます。その中で、困り感を抱えた御家族に関しては、家族ネウボラといって、ちょっと違うところの相談が用意されているというイメージかなと思っています。

それで、障がいのある子なんかも、まずはワンストップで子育て世代包括支援センターに行くと、また違うところに支援がありますよということで、同じ札幌市の大切な子として、ここに行ったらみんな同じように相談を受けられますよというふうに、市民が使いやすいようなところになってほしいと思います。

もう一つは、先ほど齋藤委員がおっしゃった思春期のヘルスケアというところで、私も国の健やか親子21の委員をしていたときに意見を言って、皆さんと共有できたところがあるのです。

この授業は性やDVに関することが中心かもしれませんが、児童虐待防止法ができたことでもありますので、妊娠期からというよりは、本当にこの時期から、子どもを叩いたらいけないよとか、いらいらしたら子どもから少し離れるのだよというような児童虐待の防止的なことも伝えていくと、子どもは家庭の中にいるとそのことが普通だと思ってしまうのですが、そういう授業を受けることで、もしかして、自分は虐待を受けていたのだと子ども自身が気づけるようになります。

これから、お母さん、お父さんになるときに、たたかない子育ては大事なのだよということをお大卒で入れたら、虐待防止にすぐつながるのではないかとというふうに思いました。

これは意見です。

○金子会長 それでは、梶井副会長、お願いします。

○梶井副会長 1点、評価したいところがございます。

3ページの基本目標4の基本施策1の児童相談体制の強化のところ、配偶者暴力相談センターとの連携強化ということが新たに書き加えられたわけでございます。児童虐待の背景には必ずDVがございます、実は、この配偶者暴力相談センターもしくは民間のシェルターは、札幌市は全国に先駆けて長く活動をやってきたという実績がございます。今までは、それぞれ独自に活動していたので、その経験と知見というものがなかなか連携して役立ててこられなかったというところがございます。このたび、この児童相談所との連携強化をして、児童虐待にもそういう知見を役立てていくとうたわれたというのは大変評価できることだだと思います。

ただ、連携を言うのは簡単ですが、配偶者暴力相談センターと児相の視点は、問題を共有しながらも、アプローチの仕方が違うということもあって、今までは協力体制が不思議とうまくいかなかったという経緯もございます。これからは、地域資源を総動員して、児童虐待にも立ち向かう、DVにも立ち向かうという視点から、このところは生かしていただきたいなというふうに思います。

これは私の要望です。

○金子会長 もう一つ、議事がありますし、それから、アクションプラン2019の案についてもお話を伺うということなので、そろそろ改定についての議論をやめて、次に移りたいのですが、もう一人、この際、何かございませんか。

○大場委員 ミクロの話になるかもしれませんが、社会的養護が必要な子どもたちが向こう5年間でどういうふうに移す見込みがあるのかということに触れていただきたいというのが一点です。

というのは、養育環境の充実ということで、里親やファミリーホーム、児童養護施設の小規模化を着実に推進するということですが、実際に小規模化を進めますと、職員の確保がなかなか難しくなってくるという状況が一つあります。推移として平行線になるのか、あるいは、増加になったときに、施設の総体の定員枠が減っていく可能性があるのです。

それと、小規模化によって、今は子育て支援の大きな役割も担っているショートステイの受け入れ枠の確保がなかなか難しくなってきます。

小規模化を進めることによって難しくなっていくという状況もあるものですから、方向性としては構わないのですけれども、5年後の社会的養護を必要とする子どもたちがどうなっていくのか、その推移を含めて着実に推進していくというような形で触れていただければよろしいかなということで、お話しさせていただきました。

以上です。

○金子会長 事務局、今の御提言についてはいかがでしょうか。

○事務局（道券企画担当課長） 社会的養護が必要な児童の推移の見込みについて触れるということでございます。

現況で言いますと、社会的養護が必要なお子さんの推計については、おおむね横ばいぐらいが見込まれるかなということで考えております。その上で、例えば、施設の措置が必要である、里親へのお願いが必要であるというようなことについて、どのような形でやっていけるのかということになるかと思えます。

表現をどのようにしたらいいかということはございますし、当然、児童相談所の体制強化のプランでも盛り込む形になってくると思いますので、それとあわせて中で、もう少し検討して反映させるような形にしたいと思えます。

○金子会長 この改定についての議論はよろしいでしょうか。

○松本副会長 時間がありませんので、簡単に1点、要望でございます。

スクールソーシャルワーカーの配置について組み込まれておりますけれども、やはり、この間の札幌市の相談体制を見たときに、ここは大事なところで、ほかと比べても人数が少ない中で、若干増やされているというふうな努力の経過もあると思えます。これは確実に増やしていくという形での書き方をどこかに入れていただくとありがたいと思えます。

以上でございます。

○金子会長 ほかにも御意見、御質問がございますでしょうかけれども、時間の関係もあり

ますので、ただいまの御意見、御質問を、事務局と、我々会長、副会長で受けとめて、新しいプランについて、改定の改定みたいなものをまたつくらせていただきたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、次の議事、札幌市の児童福祉法施行条例等の改正についての御説明をいただきます。

○事務局(佐々木施設運営課長) それでは、資料4に基づきまして、保育所等の認可基準または運営基準を定めております札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及び札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の改正につきまして御説明をいたします。

なお、本件につきましては、9月に行われました認可・確認部会におきまして、御承認をいただいたものでございますが、改めて、子ども・子育て会議として御承認の決議をいただきたく、お諮りするものでございます。

それでは、初めに、条例改正が必要となった経緯についてでございます。

子ども・子育て支援法附則第2条第4項等によりまして、法律が施行された平成27年から5年後を目処としまして、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、この法律の規定について、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされておりました。

このため、国において、新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する項目の見直しの検討を行いました結果、経過措置が延長されたものについて、本市の条例においても同様に対応する必要が生じたもので、これは3項目ございます。

また、建築基準法の改正により、階数が3で、延べ面積が200平方メートル未満の建築物については、耐火建築物であることが求められなくなったところですが、保育所等においては、当面、3階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物とするという現行の規制が国において維持されたことから、本市の条例においても、同様に、対応する必要が生じたものが1項目でございます。

このような経緯から、経過措置4項目に係る各条例の改正が必要となりました。いずれの改正も、現状の基準を維持するものとなりまして、これまでと同様の保育の質が確保されることとなります。

それでは、改正項目ごとに内容等について御説明をいたします。

資料の裏面をめくっていただきまして、別表の各改正項目の内容等を御覧ください。

まず、改正項目の一つ目、家庭的保育事業における食事の提供に係る経過措置延長について御説明をいたします。

これは、居宅訪問型保育事業を除く、地域型保育事業における食事の提供につきましては、施行日から5年を経過する日までの間は自園調理でなくてもよいこととされておしま

したが、このうち、家庭的保育事業につきましては、事業所によっては自園調理への移行が進んでいないことから、国において、経過措置期間が10年とされたため、本市においても、同様に、経過措置期間を10年とするものでございます。

続きまして、地域型保育事業における連携施設に関する経過措置延長について御説明をいたします。

これは、居宅訪問型保育事業を除く、地域型保育事業の事業者は、保育内容の支援や代替保育の提供、卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときには、施行日から5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しなくてもよいということとされておりましたが、事業所によっては、連携施設の確保が進んでいないことから、国におきまして、この経過措置を5年延長して10年とされたため、本市においても、同様に、経過措置の期間を延長するものでございます。

続きまして、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の延長について御説明をします。

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等につきましては、認定こども園法により、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が必要とされておりますが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方の免許状、資格のみで保育教諭等となることのできる特例が設けられているところでございます。

しかしながら、いずれか一方の資格等しか保有していない保育教諭等の割合は、減少はしているものの、その人数は施設の増加に伴って増加していることなどから、保育教育等については、法律の改正により、特例の期間が10年に延長されたところでございます。

副園長と教頭につきましても、保育教諭等と同様の職要件と特例が設けられておりますが、保育教諭等の特例期間が延長されましたことから、副園長等に係る特例も、同様に、延長するものでございます。

続きまして、保育所等の用に供する建築物に求める耐火性能について御説明します。

前段の説明の繰り返しになりますが、建築基準法の改正によりまして、階数が3で、延べ面積が200平方メートル未満の建築物につきましては、建築基準法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなりました。

しかしながら、国におきましては、保育所や認定こども園については、当面、3階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物とするという現行の規制を維持することとされましたことから、本市においても、所要の規定を設けるというものでございます。

なお、これらの経過措置に関しましては、表の右側に記載のとおり、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例、札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例など、四つの条例が絡んでおりますことから、これらを一括して条例改正をしたいと考えております。

それでは、資料の表面に戻っていただきまして、3の施行日等についてでございます。

条例改正の施行日につきましては、令和2年4月1日を予定しておりまして、今後、令

和2年第1回定例市議会に議案を提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

○金子会長 ただいまの条例等の改正の御説明について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、そのとおりさせていただきます。

どうもありがとうございました。

3. 報 告

○金子会長 引き続きまして、報告事項が二つございます。

一つは、各部会の決議状況について御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 保育推進担当課長の伊藤と申します。

それでは、資料5によりまして、認可・確認部会の決議状況について御説明をいたします。

今年9月の子ども・子育て会議の後から現在に至るまでに開催いたしました認可・確認部会の決議状況を御報告いたします。

表に記載しておりますとおり、9月27日に認可・確認部会を開催しております。

決議状況でございますけれども、認可・確認部会におきましては、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の利用定員の設定、認可・認定及び整備計画の変更等に関する計画についてと、今、御審議いただきました札幌市児童福祉法施行条例等の条例改正について御審議をいただき、承認をいただいているところでございます。

認可・確認部会の決議状況についての報告は以上でございます。

○金子会長 これは、御報告でございますが、どなたか、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、第2の報告で、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019(案)について御説明をいただきます。

○事務局(北川子ども企画課長) それでは、私から、ちょっと分厚い冊子になりますけれども、本日、机上に配付させていただきました資料6に基づきまして、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019(案)につきまして御説明を申し上げます。

こちらは、先ほど子ども未来プランの改定の議題の中で少し触れさせていただきましたが、札幌市全体のまちづくりについての中期計画でございます。現在、市では、ちょうどパブリックコメントを実施している最中でありますことから、皆様にも情報提供させていただくというものでございます。

このプランの内容ですが、資料の2ページを御覧ください。

2ページが一番下に、計画体系というイメージ図が入っておりますけれども、このプランは、札幌市の最上位の総合計画であります、2022年度までの長期計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンを実現するための中期実施計画の位置付けでございます、札幌市の行財政運営や予算編成の指針となるものでございます。

具体的には、令和元年度から令和4年度を計画期間といたしまして、子ども・子育て分野に限らず、まちづくりの取組における全ての政策的事業を網羅するとともに、市長公約の実現に向けた具体的な取組を盛り込むなど、今後4年間の札幌市のまちづくりの方向性を示す計画となっております。

プランに位置付ける重点事業ですが、ページを少し飛ばしまして、26ページを御覧ください。

ここでは、市長が施政方針で掲げた6つのまちづくりを踏まえまして、今後、特に力を入れて取り組む必要がある事柄について、五つの重点プロジェクトを設定していることを示しております。

子ども・子育て支援にかかわる重点プロジェクトといたしましては、28ページを御覧ください。

こちらの2、全ての市民の活躍を応援するまちづくりの中に、子育て世代が安心して子育てしながら働くことができるように、保育定員の拡大や保育人材の確保とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性が働きやすい環境づくりに取り組むこととしておりまして、私立保育所の整備の推進や、子ども医療費助成制度の拡充などを重点プロジェクトとして位置付けているところでございます。

同じく、29ページの3、子どもを健やかに育てるまちづくりを御覧いただければと思います。

こちらには、医療的ケア児等の支援体制の充実や、子どもの暮らし支援コーディネート事業、(仮称)第二児童相談所整備、区における相談支援体制の強化等など、児童虐待への対応について重点プロジェクトと位置付けをしているところでございます。

以上が重点プロジェクトでございます、それぞれの個別の事業は、33ページ以降に多くの事業を掲載しております。

このうち、子ども・子育て支援関係は、主に資料の54ページからたくさんの事業が並んでおります。たくさんありますので、一つ一つの御説明は省略させていただきますけれども、こちらに掲載している事業は、先ほど御説明申し上げましたさっぽろ子ども未来プランの中にも、ほとんどのものが重複して掲載されておりました、両プランの整合性を図って、それぞれの計画を策定していることを申し添えます。

終わりになりますけれども、本プランにつきましては、年内の策定を予定しておりまして、表紙にも記載しておりますが、冒頭に申し上げましたとおり、現在、11月26日までパブリックコメントを実施中で、市民の皆様からの御意見を募集しております。委員の

皆様におかれましても、ぜひ、御一読の上、御意見をお寄せいただければと思います。

アクションプランについての報告は以上でございます。

○金子会長 一応、報告事項であります。御意見、御質問、あるいは、コメントみたいなものがございましたら、どうぞお出してください。

○齋藤委員 このアクションプランの意見を募集しますという内容なのですが、10月28日からということ、もう既に募集をされていると思うのですが、私の情報取得不足なのですが、今、この資料をいただいて、これをやっているということがわかったという現状です。

特に、私は、小さい子どもを育てている世代になるのですけれども、そのような子育て世代にもこういうものを実施するということを知りやすく広めていただけたらいいなと思いました。現状、このような募集をしているというのは、どこで発表されているのでしょうか。

○事務局（北川子ども企画課長） 全世帯への周知という意味で言いますと、きょうから配布されております広報さっぽろ11月号で、きちんと周知させていただいているところでございます。

○齋藤委員 わかりました。

もしよければ、広報さっぽろ以外にも、子育てサロンや、各区の子どもを育てる世代の人がいるところにも周知されたらいいなと思っています。

○金子会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 それでは、ほかに御意見、御質問がございませんでしたら、本日の全ての議事はこれで終わらせていただきます。

進行を事務局にお返しします。

どうもありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局（北川子ども企画課長） 委員の皆様におかれましては、さまざまな御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の会議でございますけれども、パブリックコメントの後、3月ごろの開催を予定しております。

詳細な日程につきましては、別途、事務局より御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上

（会議録について発言者内容確認済み）